例規管理及び法令・財務実務効率化システムプロポーザル実施要領

久米南町(以下「本町」という。)が利用する例規管理システム及び法令・財務実務効率 化システム(以下「本システム」という。)の優先交渉権者を、公募型プロポーザルにより 選定するために必要な事項を定める。

- 1 本システムの導入目的 例規管理に係る事務の効率化、法制執務体制の充実及び法令・財務実務の適正かつ効率的な事務執行を目的とする。
- 2 本システムの内容
 - (1) 例規管理システム 本町例規の適切な管理、業務遂行に資する法令改正等の情報 提供並びに例規立案及び審査を内容とするシステム
 - (2) 支援システム 職員の制度理解の効率的な促進に資する地方自治法の法令解説及 び財務実務の制度解説を提供するシステム
- 3 事業費上限額 本事業費の上限額は、22,000,000円とする。 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 4 履行期間 令和7年4月1日から令和17年3月31日までとする。
- 5 参加資格要件 別紙「例規管理及び法令・財務実務効率化システム仕様書」に記載する本システムの提供に必要な能力を有する法人で、次に各号に掲げる全ての要件を満たすものを対象とする。
 - (1) 本町の一般競争及び指名競争入札参加資格を有すること。
 - (2) 本町以外の地方自治体の例規管理システムの実績を有すること。
 - (3) 業務についての守秘義務を遵守できること。
 - (4) 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、支持又は反対することを目的とした団体でない者
- 6 実施スケジュール

(1) 仕様書に関する質問書提出期限

(2) 質疑応答回答

(3) 参加申込書・企画提案書・見積書提出締切

(4) プロポーザル実施・審査

(5) 結果通知

(6) 契約締結

令和6年10月 4日(金)正午まで

令和6年10月 8日(火)

令和6年10月18日(金)17時まで

令和6年10月30日(水)

令和6年11月 1日(金)予定

交渉権者との協議の上、結果通知 から1ヵ月を目途に契約を締結す

る。

令和7年 4月 1日(火)

- (7) システム稼働
- 7 仕様書に対する質疑等 仕様書に関する質疑については、下記の方法により受理し、 回答作成後メールで回答する。
 - (1) 提出方法 質問書(様式3)をPDFに変換の上、メールで提出。※電話は不可
 - (2) 提出期限 令和6年10月4日(金)正午までとする。
 - (3) 提出先 soumukikaku@town.kumenan.lg.jp

※メール送信後は、必ず到達確認のため電話連絡すること

- (4) 回答 令和6年10月8日(火)までに回答する。
- (5) その他 質問及び回答については、全ての質問者に共有する。

8 参加申込みについて

- (1) 申込方法 必要書類をメール (PDF) で提出すること。なお、提案書及び見積書は データでの提出に加え、それぞれ記載の部数を紙媒体で提出 (郵送又は持参) するも のとする。
- (2) 提出書類
 - ア 参加申込書(様式1)
 - イ 実績報告書(様式2)
 - ウ 提案書 6部(任意様式)
 - ※正本1部、副本5部をA4サイズファイル綴じで作成すること
 - 工 見積書 1部(任意様式)

※消費税及び地方消費税を含む額とし、費用の明細を示すとともに、1年度間(単年)の費用及び契約期間中における総額を明記すること

- (3) 提出期限 令和6年10月18日(金)17時必着
- (4) 提出先メールアドレス: soumukikaku@town. kumenan. lg. jp ※メール送信後、<u>必ず到達確認の電話連絡を行う</u>こと ※企画提案書の作成に係る費用は参加者の負担とする
- 9 プレゼンテーション
 - (1) 期日 令和6年10月30日(水)
 - (2) 場所 久米南町コミュニティセンター 会議室D ※プレゼンテーション開始時間・実施順序は別途通知する。
 - (3) 実施方法
 - ア 1事業者の提案時間は50分以内とする(質疑応答を除く。)。
 - イ プレゼンテーションは、実際に納入するシステム(同じシステムであればデモ用のアカウントのもので可)で提案を行うこと。なお、その際に画面を投影する大型モニター(及びHDMIケーブル)は、本町が準備する。
 - ウ プレゼンテーション会場(オンラインを含む。)への入室については、1提案者に つき3名までとする。
 - エ プレゼンテーション内の資料配布を可能とする。
 - (4) 費用負担 プレゼンテーションに必要な費用は参加者にて負担すること。

10 審査及び評価

- (1) 審査方法 提案者による企画提案書の内容や経費等についてのプレゼンテーションの後、その内容を審査する。評価の合計点が最も高いものを優先交渉権者とし、次点の者を次点交渉権者とする。
- (2) 選定結果 選定結果については、参加者全員に文書(メール)により通知する。
- (3) その他 審査の経緯及びその内容に関しての問合せには応じない。また、審査結 果に対する異議申立は受付ないものとする。
- 11 契約の締結 優先交渉権者に選定された者は、速やかに本町と契約交渉にあたり、提案内容及び契約の詳細について協議し、双方合意の後に本業務委託契約を締結する。

なお、虚偽の提案があった場合など、契約交渉が合意に至らなかった場合は、次点 交渉権者と協議に入るものとする。

12 問合せ先

久米南町総務企画課

電話番号: 086-728-2111 メールアドレス: soumukikaku@town. kumenan. lg. jp ※ プロポーザルの内容(仕様)に関する質問は、質問書に記載の上、提出してください。問い合わせでの回答は行いません。

※ 審査に関する質問には回答しません。